

【定年年齢の引上げについて】

現在企業の定年年齢は厚生年金の支給開始年齢引上げに伴い、60歳から65歳へとシフトしつつあります。ちなみにH20.4.1現在H22.3.31までの法定定年年齢は63歳。以降H22.4.1～H25.3.31の間に64歳、H25.4.1以降は65歳に引上げられます。

そして上記の期日に先立ち定年制度の引上げや継続雇用制度を導入した事業主には、今年4月より新たに「中小企業定年引上げ等奨励金」が創設されました。

<中小企業定年引上げ等奨励金>

★65歳以上への定年引上げや定年制度の廃止、または希望者全員を対象とした70歳以上までの継続雇用制度を導入した場合、制度内容に応じて奨励金が支給されます。

【支給要件】

- ① 制度を実施した日において、常用被保険者が300人以下の雇用保険適用事業主
- ② 実施日から起算して1年前の日から実施日において高齢法第8～9条を遵守している事
- ③ 平成20年4月1日以降に就業規則等に65歳以上への定年引上げや定年制度の廃止、または希望者全員を対象とした70歳以上までの継続雇用制度のいずれかを実施したこと（平成9年4月1日以降初めて実施した場合に限る）
- ④ 申請日の前日において1年以上継続して雇用される60歳以上の常用被保険者が1人以上いること

【支給額】

1. 60歳以上65歳未満の定年を定めている場合

| 企業規模(人) | ①65歳以上70歳未満までの定年引上げ | ②70歳以上までの定年引上げまたは定年制廃止 | ③希望者全員を対象の70歳以上継続雇用制度 | ④①と③の組み合わせ |
|---------|---------------------|------------------------|-----------------------|------------|
| 1～9 | 40 | 80 | 40(20)※ | 60 |
| 10～99 | 60 | 120 | 60(30)※ | 90 |
| 100～300 | 80 | 160 | 80(40)※ | 120 |

※65歳以上70歳未満の継続雇用制度実施済みの場合

2. 65歳以上70歳未満の定年を定めている場合

| 企業規模(人) | ⑤70歳以上までの定年引上げまたは定年制廃止 | ⑥希望者全員を対象の70歳以上継続雇用制度 |
|---------|------------------------|-----------------------|
| 1～9 | 40 | 20 |
| 10～99 | 60 | 30 |
| 100～300 | 80 | 40 |

今回の制度は、定年年齢を65～70歳未満にすると40万円(1～9人で)、70歳以上にするとさらに40万円、70歳以上の継続雇用制度を設けると40万円という形に加算されるタイプです。退職金制度のある会社にとっては定年年齢を引き上げると支給額が増えるケースがありますので制度導入には十分検討して下さい。